

高校授業料無償化のための令和8年度就学支援金（新制度）の申請手続きについて

高校授業料については、無償化を受けるためには就学支援金での申請が必要です。

このたび、申請に必要な ID 通知書と説明文書のリーフレット（別添）を順次、生徒の皆さんに郵送しています。

今年度からの就学支援金の新制度では、所得要件が撤廃されていますので、申請要件に合致する方は、期限の6月19日（金）までに必ずオンラインでご申請ください。（⇒※1～2）

就学支援金が認定されない場合は、授業料の支払いが必要となります。

- ※1 申請要件がある方で無償化を受けることを希望されない場合も、必ずいったんオンライン申請にアクセスし、「申請の意向無し」とご登録ください。
- ※2 外国籍で別添リーフレット記載の新制度の対象者②～⑦に当てはまらない方が、新制度での申請が不認定となった後に、紙で申請する支援制度については、所得要件は残ります。

【就学支援金を申請できる方】

高等学校（桃谷高校と入学前に在籍した学校の両方を含みます。）での在籍期間と受講を申し込んだ単位数が、次に①と②の範囲内であることが必要です。（⇒※3）

- ①在籍月数 48 か月以内（全日制高校での期間は 4/3 を乗じて換算。）であること
- ②受講を申し込んだ単位数が 74 単位以内であること

- ※3 申請に必要な ID 通知書等の郵送に当たっては、本校在籍期間が 48 か月を超えている令和4年4月以前に入学した生徒と、既に申し込み単位数が 74 単位を超えている生徒は、原則郵送の対象外としています。

【オンライン申請のログイン方法】

- ・リーフレットに記載された QR コードか HP ログイン URL を用いて、スマホ・パソコンで入力画面に入り ID 通知書にある ID とパスワードでログイン。
- ・入力方法はマニュアルをご参照。

【就学支援金のオンライン申請を行った場合の授業料の納付】

- ・令和8年度の授業料は、「330 円×受講登録した単位数」で算出された額であり、第2期の学校納付金で納付いただく予定です。
- ・しかし、就学支援金を申請された場合は、納付が猶予され、支給が認定された場合、全額又は一部の額の納付が免除されます。

(ホームページ 添付資料)

- ・リーフレット 「高校授業料の無償化を受けるには申請が必要です！」
- ・在校生向け資料「高等学校等就学支援金の申請等について
- ・「高等学校等就学支援金オンライン申請システム (e-shien) マニュアル」
(令和8年4月新入生用と令和8年4月在校生用の2種類があります。)